

千葉県再生資源物の屋外保管に係る不利益処分の基準

(目的)

第1条 この基準は、千葉市行政手続条例（平成7年条例第40号）第12条の規定に基づき、千葉県再生資源物の屋外保管に関する条例（令和3年条例第36号。以下「条例」という。）に規定する再生資源物の屋外保管に係る不利益処分の基準を定め、不利益処分の公平性の確保と透明性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準における用語の意義は、条例に規定するもののほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 不利益処分 次のいずれかをいう。

ア 許可屋外保管事業場設置者に対する命令 条例第14条第2項の規定により、許可屋外保管事業場設置者に対し、期限を定めて、勧告に係る措置を講ずるよう命じ、又は期間を定めて当該屋外保管事業場の全部若しくは一部の使用の停止を命ずること。又は、同条第3項の規定により、当該許可屋外保管事業場設置者に対し、期限を定めて、支障を除去するために必要な措置を講ずるよう命ずること。

イ 許可の取消し 条例第15条第1項及び第2項の規定により、屋外保管事業場の設置の許可を取り消すこと。

ウ 屋外保管事業者に対する命令 条例第19条第1項の規定により、屋外保管事業者に対し、期限を定めて、勧告に係る措置を講ずるよう命じ、又は期間を定めて当該屋外保管事業場の全部若しくは一部の使用の停止を命ずること。又は、同条第2項の規定により、当該屋外保管事業者に対し、期限を定めて、支障を除去するために必要な措置を講ずるよう命ずること。

(2) 屋外保管に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 条例第5条第5項第2号クに掲げる「屋外保管に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」は次のいずれかをいう。

ア 過去において、許可の取消処分を繰り返し受けている者

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法その他の生活環境の保全を目的とする法令若しくは条例（以下「法令等」という。）又は法令等に基づく処分に違反し、公訴を提起され、又は逮捕、勾留その他の強制の処分を受けている者

ウ 法令等又は法令等に基づく処分に係る違反を繰り返しており、行政庁の指導等が累積している者

(不利益処分の基準)

第3条 屋外保管事業場設置者及び屋外保管事業者（以下「屋外保管事業者等」という。）に係る不利益処分の基準は、別表1のとおりとする。

2 屋外保管事業場の使用の停止を命令する場合は、原則として、その屋外保管事業場の使用の全部を停止させるものとする。ただし、停止命令中であっても屋外保管事業場が

ら再生資源物を搬出することのみ認めることができる。

(軽減)

第4条 不利益処分を行う場合（処分内容が停止60日または停止30日である場合に限る。）において、屋外保管事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、別表の処分内容を軽減することができる。この場合において、別表に定める処分内容が停止60日にあつては、停止30日又は停止10日に、停止30日にあつては、停止10日にするものとする。

- (1) 違反行為を行った動機等に特に情状を酌量する余地が認められるとき。
- (2) 違反行為の後、適切な是正措置を講じ、生活環境の保全に努めたと認められるとき。
- (3) その他処分内容を軽減するに足りる相当の理由があると認められるとき。

(加重)

第5条 不利益処分を行う場合（処分内容が停止60日、停止30日及び停止10日である場合に限る。）において、屋外保管事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、別表1の停止日数に上乗せをすることができる。この場合において、別表に定める処分内容が、停止60日にあつては、停止90日に、停止30日にあつては、停止60日又は停止90日に、停止10日にあつては、停止30日、停止60日又は停止90日にするものとする。

- (1) 違反行為が結果として、生活環境保全上の支障を生じさせ又は、生じるおそれのある状況を招いたとき。
- (2) 違反行為の是正の指導を受けていたにもかかわらず、これに従わず、当該違反行為等を繰り返し継続しているとき。
- (3) 屋外保管事業場の使用の停止の命令を受けてから5年を経過していないとき。
- (4) その他処分内容を加重するに足りる相当の理由があると認められるとき。

(複数の取消し等の要件)

第6条 別表1に定める要件が複数ある場合、当該要件に係る不利益処分のうち最も重いものを適用する。ただし、処分内容がいずれも停止であつて、特に必要と認めるときは、停止日数に上乗せをすることができる。この場合において、上乗せ後の停止日数については、それぞれの停止日数を合算した期間内とする。

(不利益処分の公表)

第7条 不利益処分を行ったときは、当該処分を受けた者の氏名（法人の場合にあつては名称）、処分年月日、当該処分の内容及び当該処分を受ける原因となった事実その他必要な事項について、千葉市ホームページ等で公表するものとする。

2 不利益処分に係る違反行為等の履行が確認できた場合は、当該不利益処分の履行完了年月日について、その旨を追記するものとする。

(公表等の撤回)

第8条 千葉市ホームページの記載は、千葉市産業廃棄物の処理に係る不利益処分等の公

表等に関する要綱第7条を準用する。

(不利益処分の基準の公表)

第9条 この基準は、次に掲げる方法により公表するものとする。

(1) 千葉市ホームページへの掲載

(2) 千葉市環境局資源循環部産業廃棄物指導課における閲覧

附 則

この基準は、令和4年5月1日より施行する。

この基準は、令和6年4月1日より施行する。

この基準は、令和8年7月1日より施行する。